

参考資料（議案第5号）

浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号）の一部改正

（傍線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（勧告）</p> <p>第40条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による協議を<u>しないで許可申請等を行った場合又は宅地開発事業等に着手した場合</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 第7条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置を<u>しないで許可申請等を行った場合又は宅地開発事業等に着手した場合</u></p> <p>(4) 第8条第1項本文（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による周辺住民等への説明を<u>しないで許可申請等を行った場合又は宅地開発事業等に着手した場合</u></p> <p>(5)・(6) 省 略</p> <p>(7) 第10条第1項本文の規定による協議を<u>しないで協定の内容を変更した場合</u></p> <p>(8)・(9) 省 略</p> <p>第47条 第41条の規定による命令（<u>第40条第1号に係る勧告（宅地開発事業等に着手した場合にされたものに限る。）</u>、<u>同条第2号に係る勧告</u>、<u>同条第4号に係る勧告（宅地開発事業等に着手した場合にされたものに限る。）</u>及び<u>同条第5号から第9号までに係る勧告に係る命令に限る。</u>）に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成21年10月1日から施行する。</u></p>	<p>（勧告）</p> <p>第40条 同 左</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による協議を<u>しない</u>場合</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 第7条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置を<u>しない</u>場合</p> <p>(4) 第8条第1項本文（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による周辺住民等への説明を<u>しない</u>場合</p> <p>(5)・(6) 同 左</p> <p>(7) 第10条第1項本文の規定による協議を<u>しない</u>場合</p> <p>(8)・(9) 同 左</p> <p>第47条 第41条の規定による命令（<u>第40条第3号に係る勧告に係る命令を除く。</u>）に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>